処　分　基　準

年　　月　　日作成

法　　令　　名：	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：	第３０条第３項
処 分 の 概 要：	浴場業営業等の停止命令
原権者（委任先）：	都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準：	別紙２のとおり
問 い 合 わ せ 先：	
備　　考：	